

事務事業評価表 平成25年度

政策 安全で快適な都市生活の充実
 施策 市街地整備の充実
 基本事業 人にやさしく、わかりやすい街並みづくり

事業名 **交通バリアフリー化促進事業**

[0320]

部名	企画政策部	事業開始年度	平成16年度	実施計画事業認定	対象
課名	企画課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>交通バリアフリー化の対象地区（R江別 野幌・大塚駅を中心とした概ね半径500mの地域）</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>高齢者や障がい者など全ての人が、駅及び駅周辺での安全で円滑な移動が可能となる。</p>
手段	
<p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>交通バリアフリー基本構想に基づき、関係する公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会と連携を図りバリアフリー化を推進する。</p>	

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度当初
対象指標1	交通バリアフリー化対象地区数	地区	3	3	3	3
対象指標2						
活動指標1	補助金額	千円	0	0	0	0
活動指標2						
成果指標1	移動が円滑になったと感じる市民割合	%		40.6	47.8	40.6
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	0	0	0	0
正職員人件費 (B)		千円	403	401	401	403
総事業費 (A) + (B)		千円	403	401	401	403

費用内訳	
24年度	

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	交通バリアフリー法が制定され、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進のため市町村で基本構想をつくることのできるようになった。	事業を取り巻く環境変化	平成12年5月交通バリアフリー法が制定され、平成22年までに公共交通機関で1日の利用者が5,000人以上の施設はバリアフリー化することとなる。
--------	---	-------------	---

24年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・
根拠は？

駅とその周辺の一体的なバリアフリー化を図るために、公共交通事業者等関係者と連携をとりながら基本構想を策定することは市の役割である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・
根拠は？

関係機関や関係者の合意に基づき基本構想を策定することにより、駅とその周辺のバリアフリー化に対する国や道などにおける事業優先度が高くなり、またバリアフリー化の指針が確立することで、一体感のあるわかりやすい街並み形成に繋がる。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由、でていない理由は何ですか？

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・
根拠は？

16年度、17年度で基本構想を策定し、委員会及び研究会の設置、関係機関との協議や駅の現況調査、市民アンケートの実施等により、現状の課題に対する共通認識ができ、バリアフリー化の整備を推進できるようになった。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は？

野幌駅周辺連続立体交差事業などが実施され、今後予定されている事業を実施する際に、本基本構想がバリアフリー整備の指針となる。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算 + 所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

- ある
- ない

理由・
根拠は？

バリアフリー化事業の基本構想は17年度から26年度までの10年間であり、事業を実施する際には事業費の精査、計画的執行を行う